

はかりの定期検査について（お知らせ）

適正な計量の実施を確保することは、計量法の目的であり、消費生活や経済・産業の発展に重要な役割を持っています。計量法第19条第1項の規定により非自動はかり、分銅及びおもりを取引上又は証明上の計量に用いている者は、定期検査を受けることが義務づけられています。

1 定期検査の対象となるはかり等

次のような計量が代表例です。該当するものは最寄りの検査場で必ず受検してください。

- (1) 商店、事務所、農協等で商取引に使用している。
- (2) 農家が庭先取引及び箱（袋）詰等により、農産物を出荷する。
- (3) 病（医）院、薬局等で調剤する。
- (4) 一般運送事業者宅配便の取次店において料金特定のために使用している。
- (5) 病（医）院、保健所、市町村役場、学校、幼稚園、保育所又は福祉施設等での体重測定値が健康診断票等により通知・報告等される。
- (6) 官公庁における次の行為。
 - ① 一般私人の取引と本質的に全く同じ行為。
 - ② 計量の結果が行政処分の内容に重要な影響を及ぼす場合。
 - ③ 官庁本来の業務として証明を行う場合。

2 検査手数料

検査手数料は次の表のとおりです。

種 類	型式または能力	1個当り 手数料	種 類	型式または能力	1個当り 手数料
(1) 非自動はかり 手動天びん	ひょう量が500kg以下のものに限り。	円	棒はかり	ひょう量が500kg以下のものに限り。	円
					
等比皿手動はかり			直線目盛のみがあるばね式指示はかり		260
					
手動指示併用はかり			電気式はかり（デジタル）	ひょう量が 100kg以下のもの	1,470
				250kg 〃	2,000
皿手動はかり	ひょう量が 100kg以下のもの	520		500kg 〃	2,320
	250kg 〃	940	最小の目量又は表記された感量が ひょう量の1万分の1未満のものに あつては、金額の2倍の額。		
台手動はかり	500kg 〃	1,570	(2) 分銅又は定量おもり若しくは定量 増おもり		10
					
ばね式はかり			分銅		
			定量おもり		
			定量増おもり		